地域金融円滑化のための基本姿勢

湘南信用金庫は、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づいて地域の中小企業・個人事業者の皆様ならびに個人の皆様へ必要とされる資金の安定的で円滑なご提供に、最大限の努力をしております。また、平成28年9月末までの金融円滑化の実施状況をご報告します。

1. 取組み方針

当金庫は、地域の中小企業・個人事業を営むお客様、ならびに個人のお客様へ安定した資金のご提供を行うことこそが、私たちの社会的使命であると考えております。

お客様から資金需要や借入条件の変更をお申込いただいた場合、これまでと同様に、お客様との十分なお話し合いを通じて問題を把握し、適切なご提案をさせていただき、解決に向けた真摯な努力をお約束いたします。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫では、上記の取組み方針を適切に実施するため、必要な態勢整備を図っております。

(1) 常務会の役割・責任

常務会は、金融円滑化の達成に向けた状況を金融円滑化管理責任者に調査・報告させることにより、金融円滑化管理態勢の有効性を検証し、改善を要する事項について対応を実施いたします。また、上記一連のプロセスを理事会等へ報告することにより、金融円滑化に対するフォローアップを図ってまいります。

(2)「金融円滑化管理責任者」の役割

金融円滑化管理責任者は、当金庫の適切な金融円滑化への取組が図れるよう、必要な態勢を整備し、取組状況等の分析結果をもとに、随時関連部署ならびに営業店を指導いたします。

(3)「金融円滑化担当者」の配置

営業店における金融円滑化の管理者として担当者を配置いたしました。新規借入のお申込や既存の借入分にかかる条件変更等のお申込のご要望について対応いたします。

なお、当金庫休業日の相談受付を以下の各センターで行っております。電話または来訪による ご相談のほど、お待ちいたしております。

名称	電話番号	住所	相談時間
本店ローンセンター	0120-413-357	横須賀市大滝町 2-2	土日祝日 10 時~17 時
上大岡ローンセンター	0120-470-417	横浜市港南区上大岡西 1-18-3	土日祝日 10 時~17 時

(4) 苦情受付窓口の設置

全営業店に苦情受付窓口を設置し、苦情等に関する責任者を営業店長とし、また苦情相談担当者を配置しております。

なお、本件に関する苦情相談は、各営業店のほか以下の相談窓口でも行っております。

湘南信用金庫 法務コンプライアンス部 お客様相談室 0120-820-206 (直通)

相談時間 平日9:00~17:00

3. 他の金融機関等との密接な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入を行っているお客様から、借入条件の変更等のお申込があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行う等、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

貸付条件の変更等の実施状況について (平成28年9月末までの累積)

湘南信用金庫

① 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 (中小企業者)

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12 月末	平成27年 3 月末	平成27年 6 月末	平成27年 9 月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末	平成31年 3月末	平成31年 9月末	平成32年 3月末	平成32年 9月末	平成33年 3月末	平成33年 9月末	平成34年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	9,334	9,947	10,574	11,264	11,842	12,457	13,122	13,789	14,369	14,918	16,057	17,078											
うち、実行に係る貸付債権の数	8,917	9,531	10,172	10,820	11,376	11,959	12,600	13,230	13,773	14,312	15,478	16,447											
うち、謝絶に係る貸付債権の数	209	213	224	231	241	266	294	314	317	328	338	358											
うち、審査中の貸付債権の数	83	76	47	79	81	83	70	68	95	91	48	72											
うち、取下げに係る貸付債権の数	125	127	131	134	144	149	158	177	184	187	193	201											

② 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 (住宅資金借入者)

(単位:件)

		平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12 月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12 月末	平成27年 3 月末	平成27年 6 月末	平成27年 9 月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成29年 9月末	平成30年 3月末	平成30年 9月末	平成31年 3月末	平成31年 9月末	平成32年 3月末	平成32年 9月末	平成33年 3月末	平成33年 9月末	平成34年 3月末
	貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	632	656	687	717	746	770	789	820	846	874	926	980											
	うち、実行に係る貸付債権の数	582	606	634	663	690	717	735	765	788	813	868	914											
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	22	22	23	24	25	26	26	26	27	28	28	29											
	うち、審査中の貸付債権の数	5	4	5	5	6	2	3	3	5	6	2	7											
	うち、取下げに係る貸付債権の数	23	24	25	25	25	25	25	26	26	27	28	30											